

平成 23 年度 第 2 回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成 24 年 2 月 3 日（金）13:30～14:10

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

野村会長、木村委員、筒井委員、古谷委員、間嶋委員、宮脇委員（欠席：富澤委員）

高知県

恩田総務部長、山本総務部副部長、原行政管理課長、元吉職員厚生課長、森下議会事務局総務課長

（行政管理課長）

ただ今から、第 2 回高知県特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

野村会長様、よろしくお祈いします。

（野村会長）

それでは、ただ今から、第 2 回の特別職報酬等審議会を開催いたします。本日で結論が出ますよう、ご審議の程をよろしくお祈いしたいと思ひます。なお、本日、富澤委員さんは所用により欠席となっております。

まず、前回、委員の皆様からいただきましたご意見を受けまして、事務局の方で資料を作成しておりますので、その後の他県の動きなどを併せまして、事務局の方から説明をお祈いいたします。

（行政管理課長）

それでは、私から、お手元の「第 2 回高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、ご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。「四国 4 県の改定の経緯」でございます。前回の会におきまして、富澤委員さんから、四国 4 県の改定の経緯の資料について、昭和 49 年 12 月の知事の給料月額が 4 県とも 62 万円となっていましたので、この額が当時どういった考え方によって決定されたものかということのご質問がございました。

昭和 49 年 12 月の改定といひますのは、本県のこの審議会の第 6 回の答申後の額でございました。前回の資料では、これ以降のものを資料としてご説明申し上げたところですが、ご質問を受けまして、第 1 回まで遡りまして変遷について調べたものがこの資料でございます。

一番上の昭和 40 年 12 月 1 日の行をご覧ください。第 1 回目の審議会は、昭和 40 年 12 月に開催しております。当時の知事の給料月額は、徳島県が 17 万円、香川県が 18 万円、愛媛県が 22 万円、高知県が 16 万円となっております。このように 4 県の知事の給料月額は異なっております。第 1 回の審議会の結果、昭和 41 年 4 月の知事の給料月額は、本県は 21 万円となりました。また、それ以降の改定状況については、愛媛県が昭和 43 年 1 月に知事の給料月額を 25 万円に改定したところ、他の 3 県は昭和 43 年 4 月に 25 万円とする改定を行っております。その後、昭和 44 年 9 月に愛媛県の給料月額が 32 万円に引き上げられまして、本県は昭和 44 年 10 月に、徳島県と香川県については昭和 44 年 12 月に改定を行っております。

昭和 46 年 12 月の行をご覧ください。この時は、知事の給料月額は 4 県とも 41 万円と改定しており、その後、昭和 48 年度には 50 万円、昭和 49 年度は 62 万円と、それぞれ同じ額に改定されています。改定にあたっての考え方につきましては、当時の資料を見ましたところ、経済情勢の変動でありますとか、また県職員や国の特別職の給与改定の状況、あわせて、先ほどご説明しましたとおり、四国においては、愛媛県知事の給料月額をひとつの目安といたしまして、特別職報酬等審議会における議論を踏まえて、改定がされてきたものと考えております。

次に 2 ページをお開きください。「特別職報酬等の改定状況」を載せてございます。これは、前回の資料でも同じスタイルの資料をご用意させていただいておりましたが、第 1 回の審議会の後で、いくつかの団体で動きがございましたので、前回の資料を補足、修正したものがこの資料でございます。

表の一番下の行をご覧ください。平成 24 年の行でございますが、ゴシックで書いております東京都と大阪府が引下げを決定しております。次に、※印のついております一番下の行をご覧ください。北海道と愛知県、京都府につきましては、報酬等審議会を開きまして、その結果、据置くことが決定されています。この様な直近の状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

続きまして、議会事務局の方から、ご説明をさせていただきたいと思います。

(議会事務局総務課長)

議会事務局でございます。よろしくお願いいたします。

資料の3ページをお開きいただきたいと思います。「人口千人当たりの議員報酬」の資料でございます。前回の審議会におきまして、木村委員様から「議員定数が少なければ、一人ひとりの報酬が高くても報酬の総額としては少なくなるという要素もある。人口千人当たりの議員報酬はいくらという見方も判断基準としてわかりやすいのではないかと。そういう指標があれば。」というご趣旨のご発言がございましたので、議会事務局におきまして、財政力指数類似団体及び四国3県の「人口千人当たりの議員報酬」を参考資料として作成したものがこの資料でございます。

高知県のところをご覧いただきたいと思います。下から4行目になりますけれども、国勢調査の人口が76万4千人で議員定数が39人でございますので、議員一人当たりの人口は約1万9千人ということになります。本則に基づきます高知県議会議員の議員報酬は77万円ですので、人口千人当たりの報酬額は4万5百円ということになります。また、減額後の議員報酬は76万円ですので、人口千人当たりの報酬額は4万円ということになります。

これを他の県と比べてみますと、本県の人口千人当たりの報酬額は、人口の多い県、秋田県や香川県、愛媛県、長崎県、沖縄県など、人口の多い県に比べますと若干高くなっておりますが、人口が本県と同様に少ない、鳥取県や島根県、徳島県などと比べますと、ほぼ同じぐらいの報酬額となっております。

説明は以上でございます。

(野村会長)

ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

そうでしたら、具体的な検討に入りたいと思います。忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

前回の審議会におきまして、事務局に案の用意をお願いしておりますので、たたき台として事務局案を出していただきまして、検討をしてみたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

【事務局試案配付】

(野村会長)

それでは、考え方につきまして、ご説明をよろしくお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは、ただ今お手元にお配りいたしました「平成23年度 高知県特別職報酬等審議会資料 事務局試案」に沿って、ご説明をいたします。

1ページをお開きください。まず、一番上の表は、平成22年4月1日の改定前の額と改定後、すなわち現行の額をまとめたものでございます。前回は、知事は2万円の減額、副知事、議長、副議長及び議員は、1万円の減額となっております。

次の表からが、今回、事務局の方で作成しました試案でございます。事務局からは、2つの案をご用意させていただきました。試案1につきましては、現行の額を据置き案でございます。試案2の方は、減額の改定を行う案、この2つをご用意させていただきました。

まず、試案1の方からご説明いたします。据置きの案でございますが、この考え方としましては、「(2)考え方」というところに3点、整理させていただいております。

まず、1つ目の理由といたしましては、これまでも改定する際の一つの指標となっております一般職の改定率

でございますが、前回の改定以降、平成 22 年度はマイナス 0.15%、平成 23 年度は据置きとなっております、2 年間のトータルといたしましては、マイナスではございますけれども、額としてはごくわずかであるために、据置きとするという考え方をまずお示ししております。

2 つ目といたしましては、前回の改定におきまして、一般職の改定率がマイナス 0.1%であったところを、知事は 2 万円、知事以外の特別職は 1 万円をそれぞれ減額して改定しましたので、括弧書きの中に書いておきますとおり、平均改定率でいいますとマイナス 1.27%という一般職の改定率を大きく上回る減額をしております、平成 20 年度以降、つまり前回分の 2 年間と今回分の 2 年間を合わせた 4 年間について、累乗の改定率といったものを計算してみますとマイナス 0.25%となりますが、先ほど言いましたように、2 年前にマイナス 1.27%減額しておりますので、累乗のマイナス 0.25%を上回る減額を既に行っているということを 2 点目として書かせていただいております。参考として書かせていただいておりますが、累乗の改定率で試算いたしました金額は 123 万 6 千 9 百円ということになりまして、現行の 122 万円はこの額を既に下回っております。

3 点目の理由といたしまして、現在の知事の給料月額が、本県と財政力指数が類似している他団体と比較してどうなのかということで整理してみました。

2 ページ目をご覧くださいませでしょうか。5 団体について、秋田、鳥取、島根、長崎、沖縄というところの月額をここに書かせていただいております。ただ、この中で島根県については、平成 8 年以降改定を行っておりません。島根県の額が一番高いので、島根を除きまして、平成 18 年 4 月以降に改定を行った他の 4 県について見ますと、その 4 県の平均の額を計算しましたら、真ん中 2 番のところに書いておきますとおり 122 万 7 千 5 百円となっております。本県の知事の給料月額は、一番下に書いておきますように、既に 122 万円ということでございまして、他の 4 県の平均の額を 7 千 5 百円下回っておるということでございます。

こういった 3 つの考え方から、現行の額で据置くことが適当とするのが第 1 案でございます。

1 ページ目にお戻りいただけますでしょうか。もう 1 つの試案といたしまして、試案 2 を用意させていただいております。これは、知事の給料月額を 2 万円、副知事の給料月額及び議長、副議長、議員さんの報酬額を 1 万円それぞれ減額をするという案でございます。つまり、前回と同様の案をご用意させていただいております。

こちらの考え方としましては、これまで本県の特別職の報酬等の改定は、一般職の給与改定がマイナスの場合には、基本的には引下げを行ってきたということから、今回も前回と同様に減額をするというものでございます。なお、金額につきましては、特別職の報酬等はこれまで本県では 1 万円単位での改定を行ってきておりますので、最少の 1 万円の減額としまして、知事につきましては他の職の減額率との均衡を考えまして 2 万円の減額としております。その結果、報酬額としましては、知事が 120 万円、副知事が 93 万円、議長が 89 万円、副議長が 81 万円、議員が 76 万円となっております、この場合の減額率を計算しますと平均でマイナス 1.29%の減額改定ということになります。なお、この場合の施行期日としましては、平成 24 年 4 月 1 日とさせていただきます。

最後に、退職手当の支給基準につきましては、第 1 回においても説明いたしましたとおり、全国状況における順位に大きな変動がないことから、改正の必要はないものというふうと考えているところではございますけれども、職員厚生課長から資料の 3 ページ目の内容に沿って、補足説明をさせていただきたいと存じます。

よろしく申し上げます。

(職員厚生課長)

職員厚生課長の元吉です。よろしくお願いたします。それでは、資料をつけさせていただきましたので、3 ページの資料につきまして説明をさせていただきます。

まず、一番上の表は、財政力指数の類似団体の状況でございますが、高知県を含めまして 6 県の支給割合、給料月額、退職手当額及び 1 任期中における総支給額を記載しております。支給割合につきましては、知事の場合 100 分の 70 から 100 分の 50 までの割合となっております、平均をいたしますと 100 分の 59、副知事の場合は 100 分の 45 から 100 分の 40 までの割合となっておりますが、平均は 100 分の 43 となっております。高知県の場合、ほぼこの平均の割合になっているところです。

次に、知事及び副知事の支給割合の引下げを行った場合を試算いたしました。それが、真ん中の表 2 つです。知事の支給割合は、高知県の支給割合である 100 分の 60、財政力指数類似団体の平均の 100 分の 59、他県で採用されております本県よりも低い支給割合であります 100 分の 56 と 100 分の 50 とした場合を試算いたしました。

副知事の支給割合も同様にしまして、高知県の支給割合及び財政力指数類似団体の平均である 100 分の 43 と、本県よりも低い他県の支給割合の 100 分の 42、100 分の 40 及び 100 分の 36 として試算をいたしました。いずれの場合も支給割合を下げることで、退職手当の額の全国順位が大きく変わることはありません。一番低い割合を採った場合は、知事が 46 位、副知事が 47 位という状況になります。

参考としまして、四国の他の 3 県について、一番下の表をあげております。四国 4 県では、知事については支給割合の平均が 100 分の 58、退職手当額の平均は 3,534 万円となっております。高知県の場合、退職手当の平均額を約 20 万円下回っております。副知事につきましては、支給割合の平均が 100 分の 43 で、高知県の支給割合と同じでございます。退職手当額は、平均で 2,034 万 9 千円となっております。高知県は約 95 万円下回っている状況です。なお、1 任期中における総支給額は、知事、副知事とも本県が他の 3 県よりも低い額という状況になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(野村会長)

ありがとうございます。ただ今、説明がありました事務局案をたたき台といたしまして、ご審議をお願いしたいと思っております。忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

(間嶋委員)

私は、据置きでいったらどうかなというふうに思います。前回も少し言ったわけですが、結局、県民の皆様がわかりやすくすることからすれば万単位がどうなのかといったことは、次回からの審議会で検討をすればと思います。この事とも関連しますが、この 2 年間の中で全体の率を見たときも、(資料に) 根拠を出していただいておりますけれど、これだったら、額的にも据置きで、わかりやすい部分になっているんじゃないかというふうなところもあります。

それと、前回の審議会のときに、その日にマスコミの方で出ていた資料があるのですが、それは賃金の、国がやっている統計調査の関係ですけれど、その中で、本県は去年から所定内賃金で 7 千 8 百円ぐらい上がっているということです。詳しい内容はきっちりわかっていないわけですが、一番底だったのが平成 22 年のところで所定内がかなり下がってしまっていて、そこを底にして、ここ 5 年間のところを見たときに、去年あたりは 7 千 8 百円上がっているというようなことでした。ただ、1 回ぐらいのことですから、この先どうなるかというのも見なければならぬかも知れませんが、県民の所定内のところの平均が上がっているというようなデータも一つの方向としてあるわけですから、そういうようなことからしたら、私は据置きをしていった方がいいんじゃないかというふうに思います。

それは、一つには格差の関係もあります。ここ数年間の中で、格差という言葉はよく出ていたわけですが、いろいろな格差のなかで、地方間の格差もあるわけですが、その格差をどう是正していくかという観点から考えたときにもどうなのかなというふうなところもあります。全国的なところからいけば、東京が一番で青森が最下位で、少し格差が広がっているというふうな書き方をされてはいたけれど、高知の場合はちょっと頑張っているのかなど。平成 24 年度もどうなるかによって来年が、ということもありますけれど、少しそんなことも考えたときに、何度も言いますが、据置きのところではないかというふうに思います。

(野村会長)

ありがとうございます。

(木村委員)

私も現行額据置きという案の方に賛成させていただきたいと思っております。理由は、ここに書いていることももっともだと思うのと、おそらく国家公務員の給料が大幅に引下げになるんじゃないかという想定の中で、地方の公務員にもその要求がたぶん来て、これもまた減額になるという可能性も大いに想定できますので、さすがに上げるというわけにはいかんでしょうから、現状維持という形の選択が今回は一番いいんじゃないかなと思っております。

(野村会長)

ありがとうございました。

欠席されている富澤委員さんのご意見がありましたらお願いしたいと思います。

(行政管理課長)

所用のためご欠席というご連絡をいただきましたので、昨日、ご意見をお伺いしてまいりました。

富澤委員さんのご意見としましては、今回はすべて据置きでよいのではないかというご意見でございました。理由を伺いましたら、富澤委員さんが、前回、客観的なデータであるGDPと報酬額を比較した表をお示しになられましたけれども、それで見ましても現行で適切な水準にあるということと、今回、私どもの方から説明させていただいたように、財政力指数が同じ他の団体の平均を下回っているといったようなことも判断材料になると考えられるということでございました。それと加えまして、主観的な理由ではあるということでもございますけれども、知事さんに頑張っていて県を引っ張って行ってもらいたいと、そういう気持ちが強いのので、今回は据置きが適当と考えているといったことを承っております。

(野村会長)

ありがとうございました。

(筒井委員)

ちょっと質問です。国家公務員の人勸を実施したうえで削減するとか、そういった記事が出ていたのですけれども、例えば高知県の場合にその影響と言いますか、交付税とかそういったものに影響が少しはあるのでしょうか。ちょっと、そこの辺りがわからないのですが。

(総務部長)

今のところ、給与の削減法案について国会で審議をされているというふうに向っております。今の段階では、地方への波及ということについては、いろいろ各政党によって考え方に違いがあるようでございます。基本的に今の予算で計上されている地方交付税には、地方公務員の給与の削減をおり込んだ数字にはなってございません。ただ、これから当然予算審議が始まるわけでございますので、その給与削減法案が審議をされ、その結果によって計上されております地方交付税の総額に影響があるかもしれませんが、そのところについては、今、はっきりとした情報は持っていないという状況でございます。

(筒井委員)

私も第1回で意見を述べさせていただいたと思いますが、やっぱり県民の閉塞感を抜け出すためには、あまり低く低くというよりも、むしろ、本当は少しずつでも上げをしたいところなんですけれども、やはり時期を見ましても今はちょっと無理かなということがありますので、せめて据置きというのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

(野村会長)

ありがとうございます。その他、何かございましたら。

(古谷委員)

私も前回同様、据置きということでやっていただきたいと思います。企業の中では、業績が上がったらすぐに翌年ベースアップができるとか、賞与の分で見直しができるようになっておりますけれども、やはりこの特別職というのはこの審議会にかけて2年間待たなければならないということで、例えば、色んな事をやって経費削減などやられて良くなってもなかなか2年後まで見直しがないということでもあります。今、知事さんを含め職員の方も一生懸命、高知県のためにやっておられるということ、他県での会なんかに行きますと高知県は注目を浴びてよく言われるんです。昨日も四国の会があり高松の方へ行っておりまして、「すごい高知県の知事さん頑張っておられるね」とか「高知はやりゆうね」という言葉を聞きますと、やはりこの報酬の方も本当は上げてあげた

いなと思うんですけど、現状ということで、現状を胸にしてもっともっと頑張っていたきたいと思います。

(宮脇委員)

私も前は据置きが最低の線で、できれば上げていただければ希望も持てるのではないかなというふうに申しあげましたが、こういうふうに事務局の案を見ましても、また、頑張っているということを2年後にちょっと期待もせて、日本国中が削減の方向に向かっている中でも、高知県は非常に条件厳しいところで頑張っているというところを考えると、据置きということでお願いしたいと思います。

(野村会長)

皆様方からご意見をいただきました。

それでは、高知県県議会議員の報酬の額並びに知事、副知事の給料の額、そして退職手当の支給基準、こういったものすべてに対しまして、現行で据置くということで答申をしたいと思いますが、それでご異議はございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野村会長)

わかりました。それでは、据置きということで答申をすることといたします。
ありがとうございました。

(野村会長)【答申書読み上げ】

平成24年2月3日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県特別職報酬等審議会
会長 野村 直史

平成24年1月12日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準について、当審議会は、現行で据え置くことが適当であるとの結論を得たので答申します。

(野村会長)

以上でございます。

(行政管理課長)

それでは、答申書へのサインをお願いします。

(野村会長)【答申書へ署名】

【知事入室】

(野村会長)

審議会の意見がまとまりましたので、答申をさせていただきます。

平成 24 年 2 月 3 日

高知県知事 尾崎 正直 様

高知県特別職報酬等審議会
会長 野村 直史

平成 24 年 1 月 12 日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準について、当審議会は、現行で据え置くことが適当であるとの結論を得たので答申します。

(野村会長)

以上でございます。

先月の 12 日、そして本日と 2 回の審議会を経まして、委員の皆様方から熱心なご意見を頂戴いたしまして、本日の答申となりました。様々なご意見を頂戴いたしましたが、一般職の給与の改定の状況、そして他県の状況等を踏まえまして据置きが妥当ではないかという結論を得ました。尾崎知事及び特別職におかれましては、厳しい中、高知県の先頭に立って頑張っていただいております。今後ともどうかよろしくお願いたします。我々県民としても、県勢の浮揚を期待いたしまして、共に頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

(尾崎知事)

皆様方、この度は特別職報酬等審議会の委員をお引き受けいただきまして、本当にどうもありがとうございます。また、熱心にご審議を賜りましたこと、本当にどうもありがとうございます。この度、据置きが適当であるという答申をいただきましたこと、こちらを重く受け止めさせていただきまして、今後しっかり対応させていただきたいと、そのように思います。

今、野村会長から言っていただきましたように、県勢浮揚に向けまして非常に大事な時期が来ておると、そのように考えております。産業振興計画にいたしましても第 2 期計画、また長寿県構想についても第 2 期の計画、飛躍をしていかなければならないと、そのように考えておるところでございます。今後とも県職員の皆さんと共に、我々といたしましても一生懸命、県勢浮揚に向けて粉骨砕身、努力を重ねてまいる所存でございます。また、官民協働型の県政、市町村の皆さんとの協働型の県政、こちらも非常に重要なことと考えております。多くの皆様方のお力を賜りながら、また、ご指導、ご鞭撻を賜りながら、一生懸命進めてまいりたいと、そのように考えているしだいでございます。

本当に、この度はしっかりご審議賜りましてありがとうございます。また、今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(行政管理課長)

以上で審議会を終了いたします。ありがとうございました。